

セミナーに対する質問と回答

質問

- ①セミナー資料P39：通知の失敗例で「EU域外からの通知」についてですが、当社はEU内に現地法人を有しています（EU圏での販売代理店） SCIP_DBへの登録はその現地法人がすべきなのでしょうか。当社で登録を行いたい場合、どのようにすればよろしいでしょうか。
- ②当社は、サプライヤーから購入するカタログ品は全て、chemSHERPAデータの提出を依頼しています。直接EUへ上市しているサプライヤは、i6zファイルを準備していると思われませんが、それらのi6zファイルを手入→参照をして当社製品（複雑な複合成形品）のi6zファイルを作成するやり方で正しいでしょうか。
- ③半導体製造装置は数千点の部品から出来ており、SCIP DBに必要な情報を登録しているがユーザーに与えられている容量(1GB)を超えた場合、その後は登録ができなくなるのか？

回答

- ①基本的には、現地法人が登録することになっております。SCIP_DB登録用のアカウントは、現地法人が入手できます。ただし、現地法人のアカウントを共有すれば、日本に住所のある法人でも登録可能です。日本では、そのようにして登録している法人が多いと聞いています。
- ②そのようなご認識で結構と思います。i6zファイルでなくても既に登録されたSCIP番号などを参照（引用）して、自社の製品を登録することができます。
- ③お調べいたしました。回答となる情報は、見当りませんでした。昨年12月中旬にECHAは、1,000 componentを超える通知の処理を一時停止する発表をしています。その時点から2か月近く経過しております。残念ながらその状況が継続しているかどうか情報がありません。SCIPデータベース開始当初、ECHAが混乱したこともあり、容量の大きいデータを制限している可能性もあるかと思えます。